(適格請求書に係る電磁的記録による提供)

問31 当社は、請求書を取引先にインターネットを通じて電子データにより提供していますが、 この請求書データを適格請求書とすることができますか。【令和5年10月改訂】

## 【答】

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)から求められたときは、適格請求書を交付する必要がありますが、交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます(消法57の4①⑤)。

したがって、貴社は、請求書データに適格請求書の記載事項を記録して提供することにより、 適格請求書の交付に代えることができます。

ただし、適格請求書発行事業者が提供した電子データを電磁的に保存しようとする場合には 一定の要件を満たした状態で保存する必要がありますが、その具体的な内容については、問81 《適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法》をご参照ください。

- (参考) 電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、次の方法があります(基通1-8-2)。
  - EDI取引 (注) における電子データの提供
  - ② 電子メールによる電子データの提供
  - ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供
    - (注) EDI (Electronic Data Interchange) 取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいいます。